

京都市告示第 306 号

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域を変更したので，法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し，同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 22 年 11 月 26 日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

伏見区桃山町因幡の一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）